ウ 岐阜県食品衛生条例関係施設(T12-3)

•		
ı		
4		
-		
-		
-		
X		
₫		
3		
₹		
÷		
=		
K		
Ξ		
2		
,		
۲		
Ĺ		
7		
₽		
1		
Ξ		
-		
X		
;		
÷		
ï		
t		
ダナジな ボーチング ぶんぱく		
ı,		
١		

市町 施設数 場別 各   業種 A 市   つけもの製造業 10 3 6		蝌						
市町 施設数 島 務   種 A 市 市   ナもの製造業 10 3	<b>黎</b>				視状		行政処分	
業種A市けもの製造業103		牧甲	移動 指近后 舗 施調	導流器数数	監視回数 (回) B/A	河縣	改善	ゃし
けもの 製造業 10 3	士	•		m	管内 県*	停止	前节	电
		_	I	11	1.1	1	I	I
こんにゃく又はところてん製造業   3 3 2 1	1		I	1	0.3 0.8	I	I	I
弁当又はそうざい販売業(許可) 151 87 67		21	11	94	0.6	_	I	I
출 <b>구</b> 164 42 74	7	21	11	106	0.6	_	I	I

\*監視状況の県欄は岐阜市を除いたもの

倒					I	I	I	ı
和元年		4	6	仰				
(令)	行政処分	排	3 信 句 句		-	-	-	1
	,,	护	日点米十	T.T.	_	_	_	_
	犬況	回数	3/A	"	1.0	0.8	0.7	0.8
	監視	監視 (回)	(回)	管内	0.7	0.8	0.0	6.0
	監視	指導延	設	В	13	4	89	82
		移動	正		I	I	10	10
	光	七	臣		2	-	8	10
	₩	账	₩		8	-	20	28
	雅	丰	₽		1	I	18	19
	ュ	些	₩		8	2	16	29
		施設数		4	61	9	72	96
<本巣・山県センター管内>		由一		業 種	つけもの 製造業	こんにゃく又はところてん製造業	弁当又はそうざい販売業(許可)	부

\* 監視状況の県欄は岐阜市を除いたもの